収受日		分類	05-02-04
発信元文書の日付		文書番号	
供覧日	令和8年 3月19日	起案者	国保健康課 健康係 係長　　山下 孝平
処理期限			
保存期間	５年		
開示区分	公開		
不開示理由			
件名	面談記録（R80303　逗葉地域医療センターの財務状況について（葉山町））		
公開件名			
要旨	別添のとおり面談記録を作成しましたので、供覧いたします。		

供覧者

供覧者	健康係	係長	山下 孝平	供覧済み
供覧者	国保健康課	副主幹	青山 恭子	供覧済み
供覧者	国保健康課	課長	小上馬 雅行	供覧済み
供覧者	福祉部	次長	堀田 昌希	供覧済み
供覧者	福祉部	部長	石井 聡	供覧済み
供覧者	逗子市	副市長	柏村 淳	供覧済み
供覧者	逗子市	市長	桐ケ谷 覚	供覧済み

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

面　談　記　録

担当課　国保健康課

件　　名	逗葉地域医療センターの財務状況について
日　　時	令和８年３月３日（火）　13 時 30 分～15 時 00 分
場　　所	逗子市役所　１階相談室１
相手方出席者	佐野秋次郎福祉部長、黒田二郎町民健康課長
市側出席者	石井聡福祉部長、小上馬雅行国保健康課長
記　録　者	国保健康課　小上馬雅行　　令和８年３月４日作成
面談内容	公益財団法人逗葉地域医療センター（以下、「財団」という。）の財務状況について、赤字が膨らみ従来の運営ができなくなっていることから、対応策について協議を行った。 逗子市）市長、副市長に次の３点の説明を行った。 ①令和７年度中に資金不足となる見込みは無いが、公２（健診）事業と公３（訪問看護）事業は、大幅な赤字となっている。令和８年度は市民への影響が大きいため業務を継続するが、令和９年度は赤字が解消されなければ公２事業、公３事業とも業務の廃止を含めて検討している。 ②令和８年第２回定例会で、補正予算を提案する必要がある。補正予算の内容は、令和８年度の公２事業、公３事業の赤字補填額と、公１（一次救急）事業の指定管理料の見直しによる差額となる。また、公２事業、公３事業を業務廃止するなら、人員整理やリース残額の清算等の経費も、補正予算に加えることになる。 ③職員給与のベースアップと昇給について、停止するのか、また、そもそも停止できるものか検討中である。 ・市長からは、赤字の補填は令和８年度限りとし、令和９年度に赤字が解消されなければ、業務を廃止すること、また、職員給与のベースアップと昇給に関しては、可能なら実施すべきではないかとの指示を受けた。 葉山町）逗子市と同様に町長、副町長に説明を行った。 ・副町長からは、赤字の責任はどこにあるのか、財団は赤字解消にどのような努力をしているのか、財団職員に非が無くとも、努力と説明は必要であるとの指摘を受け、一義的には財団の責任となると説明した。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

面　談　記　録

担当課　国保健康課

	・町長は、職員の給与を含め、逗子市長と直接話をして判断していきたいとの意向であった。 （逗子市と葉山町の確認事項） ・公１については、赤字でも業務を継続する。 ・公１は補填してもらえるからと、公１の収益を公２、公３へ充当するのでは意味が無いので、公１は必要額の精査（確認）が必要である。 ・公２、公３については、令和８年度は業務を継続し、令和９年度は収支均衡が図れれば業務継続、赤字が続く見込みであれば業務廃止とする。 ・全体の赤字の規模が現在の交付金、補助金で対応できる範囲ならば収支均衡と見ても良いと考える。 ・業務改善計画の試算は、一部分だけを作っても意味は無い。 ・現状のとおり施設長を配置し続ける必要性の検討を要する。 ・人員の整理解雇を行うときは、全業務から早期退職の勧奨を行うことが必要。 ・公１の業務範囲の確認が必要（外科診察時に使用するレントゲン機器や技師の費用等） ・職員給与のベースアップ、昇給については、今は資金が無いので、実施せず、補正予算が可決され資金確保が出来れば、４月に遡及して支払うことを現在の案とする。 （今後のスケジュール案） ・～3/13、理事者説明の資料を市町共同で作成 （項目出し、スケジュール、懸念事項等） ・3/23 の週　市町それぞれで理事者へ説明 ・４月　退職人数を踏まえた事業経費の試算、首長面談 ・５月連休明け　補正予算必要額を算出 ・６月　補正予算提案

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

（公財）逗葉地域医療センターの今後の運営について

【理事者説明用資料】
令和８年（2026 年）３月 26 日
逗子市福祉部・葉山町福祉部

令和７年度中に表面化した（公財）逗葉地域医療センター（以下「財団」）の資金繰りの悪化や経常的な赤字が続く事業が複数生じている状況に鑑み、令和８年度中に赤字補填を含む抜本的な対応が求められることから、その課題等を整理するものです。

１　各事業の現状及び今後の方向性について

(1) 公益目的事業２　健診・検診事業

①　現状

特定健康診査やがん検診などを大規模に実施する機関としては、逗葉地域では唯一であり、重要な役割を果たしてきたといえるが、事務処理の DX 化が進まないことや設備投資に見合った受診者数が確保できないことなどから、令和７年度は単年度で 4,000 万円を超える赤字が見込まれている。

②　今後の方向性

ア　令和８年度

受診者の混乱を避け、継続的な受診機会を確保するため、令和８年度中は回数を減らしながらも提供体制を維持する。

イ　令和９年度以降

財団からは、令和９年度以降については、人員体制を大幅に削減し、収支均衡させる事業計画案が示されるとともに、公共性を理由に継続したい旨の説明があったが、次の点から現実性に疑念がある。

(ｱ) 令和７年度ベースの人件費での積算であり、令和９年度の人件費によるものではない。今後の物価高騰により、経費過多になることが想定されること

(ｲ) 人員を削減し、残る職員がこれまで以上の負荷を受け入れる前提であること

(ｳ) 財団は、当該事業は公益目的事業として実施していることから、行政が一定の必要性を認め費用負担も考えるべき旨の主張をするが、学校施設や社会福祉施設の対応のみをもって公共性による負担が必要とは言いきれない。

以上のとおり、収支が均衡した事業計画案とは認められず、また、行政が事業継続のために費用負担する必要性までは認められないと判断し、事業は廃止することが妥当と考える。

なお、健診結果等のデータについては、一定期間引き続き保管し管理を行うも

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

のとする。

あわせて、令和９年度以降は、財団による集団健診が実施できなくなることから、市町として集団健診の継続可否、継続する場合の実施方法を判断する必要がある。

(2) 公益目的事業３　訪問看護・居宅介護支援事業

①　現状

当初は 24 時間対応を行う逗葉地域で唯一の事業所であったが、介護保険制度の導入以後民間事業所の参入が進み、近年は競合が生じる状況となっており、令和７年度は単年度で 1,000 万円を超える赤字が見込まれている。

②　今後の方向性

財団からは、一定の専門職が確保できており、介護報酬の加算等今後、収支改善させる事業計画案が示され、事業計画案は現実性が高いものと認められ、令和８年度の赤字はわずかであり、令和９年度以降は収支が均衡することが見込まれることから、事業を継続することが妥当と考える。ただし、令和８年度分の赤字補填は行わず、法人会計の余剰をそれに充てるものとする。

(3) 公益目的事業１　休日・夜間等急患診療事業

①　現状

公共的な事業として現在の体制を維持し、事業を継続することを前提とする。

②　今後の方向性

財団から、資金繰りが悪化した原因として指定管理料の積算方法が考えられることから、これを見直す提案が示された。提案内容は、これまで直近過去３年の収支差の平均額で算出してきたが、十分な運転資金がないと資金ショートに陥る可能性が高いことから、一次救急に従事する医療職の人件費等を積算して指定管理料を定め、単年度ごとに精算する方法に改めるもの。提案内容どおりに改めることが妥当と考える。

なお、健診事業の廃止に伴い、公１、公２会計で案分してきた設備費用の負担が増加していくことが予想される。

(4) 公益目的事業４　逗葉地域在宅医療・介護連携推進事業

現状を維持するものとする。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

２　令和８年度の対応について

(1) 人員削減

公益目的事業２の廃止に伴い、法人本部事務局も含め、令和９年度以降の人員体制を令和８年４月末日までに定め、過員となる人員について、令和９年３月末日までに人員削減を実施するよう財団に求めるものとする。なお、人員削減に当たっては、希望退職を職種ごとに募り、削減数に達しない場合は、整理解雇に踏み切る。

整理解雇に当たっては、退職手当の割り増しが求められることから、退職給与引当金で不足する退職手当の相当額については、逗子市及び葉山町でその費用を補填する。

(2) 事業の引継等

公益目的事業２の廃止に伴い、これまでの受診者、利用者及び契約先の事業所等に対しては、十分な説明を行い、次年度以降のサービスの利用が困難とならないよう調整するよう財団に求めるものとする。

(3) 設備等の整理

公益目的事業２の廃止に伴い、休日・夜間等急患診療事業で共用している設備や機器類を除き、備品薬剤等は事業廃止期日を以って処分するよう財団に求めるものとする。これにより発生する費用は、リース残金の支払い等を含め、逗子市及び葉山町でその費用を補填する。

なお、これらの事業で使用している事務室等の今後の活用方法については、逗子市及び葉山町で別途協議する。

(4) 令和８年度中の事業継続にかかる赤字補填

令和８年度中に公益目的事業２を継続させることによって生じる費用については、逗子市及び葉山町でその費用を補填する。ただし、その額が最小限のものとなるよう事業の継続方法や職員の配置等については、最大限の努力を財団に求めるものとする。

(5) 公益目的事業１指定管理料の算定方法の見直し

これまで、公益目的事業１指定管理料の算定に当たっては、十分な運転資金を有していること、単年度の精算を行わないこと、他の公益目的事業への流用を可能とすることを前提としてきた。しかしながら、大きく前提条件が変化したことから、単年度での精算を前提とした積算方法に見直すこととする。令和８年度分については、改めて収支を積算し、不足見込み分を補正予算で措置する。なお、積算方法の変更は令和８年度からとし、令和７年度の指定管理料の補填は行わない。その後、令和９年度中に精算（返納又は追給）を行う。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

3　逗子市及び葉山町の費用負担

令和８年度中に行う、財団に対して行う赤字補填などの財政支援に当たっては、指定管理料の負担割合に従い、逗子市 67%、葉山町 33%の割合で負担するものとする。

4　補填額の概算

あくまでも現時点での概算であり、今後、相当に変動する可能性がある。

(1)　人員削減に伴う退職手当等の補填

4,300 万円

(2)　健診事業の廃止に伴う設備処分費等

1,300 万円

(3)　令和８年度の健診事業の赤字補填額

3,600 万円

(4)　令和８年度一次救急指定管理料の算出方法見直しに伴う差額

2,000 万円

(5)　合計

1 億 1,200 万円

〔内訳〕逗子市負担分　75,040,000 円（67%）

葉山町負担分　36,960,000 円（33%）

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

（公財）逗葉地域医療センターの今後の運営について

【理事者説明用資料】
令和８年（2026 年）４月 21 日
逗子市福祉部・葉山町福祉部

令和７年度中に表面化した（公財）逗葉地域医療センター（以下「財団」）の資金繰りの悪化や経常的な赤字が続く事業が複数生じている状況に鑑み、令和８年度中に赤字補填を含む抜本的な対応が求められることから、その課題等を整理するものです。

１　各事業の現状及び今後の方向性について

(1) 公益目的事業２　健診・検診事業

①　現状

特定健康診査やがん検診などを大規模に実施する機関としては、逗葉地域では唯一であり、重要な役割を果たしてきたといえるが、事務処理の DX 化が進まないことや設備投資に見合った受診者数が確保できないことなどから、令和７年度は単年度で 4,000 万円を超える赤字が見込まれている。

②　今後の方向性

ア　令和８年度

受診者の混乱を避け、継続的な受診機会を確保するため、令和８年度中は回数を減らしながらも提供体制を維持する。

イ　令和９年度以降

財団からは、令和９年度以降については、人員体制を大幅に削減し、収支均衡させる事業計画案が示されるとともに、公共性を理由に継続したい旨の説明があったが、次の点から現実性に疑念がある。

(ｱ) 令和７年度ベースの人件費での積算であり、令和９年度の人件費によるものではない。今後の物価高騰により、経費過多になることが想定されること

(ｲ) 人員を削減し、残る職員がこれまで以上の負荷を受け入れる前提であること

(ｳ) 財団は、当該事業は公益目的事業として実施していることから、行政が一定の必要性を認め費用負担も考えるべき旨の主張をするが、学校施設や社会福祉施設の対応のみをもって公共性による負担が必要とは言いきれないこと。

以上のとおり、収支が均衡した事業計画案とは認められず、また、行政が事業継続のために費用負担する必要性までは認められないと判断し、事業は廃止することが妥当と考える。

なお、健診結果等のデータについては、一定期間引き続き保管し管理を行うも

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

のとする。

あわせて、令和９年度以降は、財団による集団健診が実施できなくなることから、市町として集団健診の継続可否、継続する場合の実施方法を判断する必要がある。

(2) 公益目的事業３　訪問看護・居宅介護支援事業

①　現状

当初は 24 時間対応を行う逗葉地域で唯一の事業所であったが、介護保険制度の導入以後民間事業所の参入が進み、近年は競合が生じる状況となっており、令和７年度は単年度で 1,000 万円を超える赤字が見込まれている。

②　今後の方向性

財団からは、一定の専門職が確保できており、介護報酬の加算等今後、収支改善させる事業計画案が示され、事業計画案は現実性が高いものと認められ、令和８年度の赤字はわずかであり、令和９年度以降は収支が均衡することが見込まれることから、事業を継続することが妥当と考える。ただし、令和８年度分の赤字補填は行わず、法人会計の余剰をそれに充てるものとする。

(3) 公益目的事業１　休日・夜間等急患診療事業

①　現状

公共的な事業として現在の体制を維持し、事業を継続することを前提とする。

②　今後の方向性

財団から、資金繰りが悪化した原因として指定管理料の積算方法が考えられることから、これを見直す提案が示された。提案内容は、これまで直近過去３年の収支差の平均額で算出してきたが、十分な運転資金がないと資金ショートに陥る可能性が高いことから、一次救急に従事する医療職の人件費等を積算して指定管理料を定め、単年度ごとに精算する方法に改めるもの。提案内容どおりに改めることが妥当と考える。

なお、健診事業の廃止に伴い、公１、公２会計で案分してきた設備費用の負担が増加していくことが予想される。

(4) 公益目的事業４　逗葉地域在宅医療・介護連携推進事業

現状を維持するものとする。

２　令和８年度の対応について

(1) 人員削減

公益目的事業２の廃止に伴い、法人本部事務局も含め、令和９年度以降の人員体制

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

を令和８年４月末日までに定め、過員となる人員について、令和９年３月末日までに人員削減を実施するよう財団に求めるものとする。なお、人員削減に当たっては、希望退職を職種ごとに募り、削減数に達しない場合は、整理解雇に踏み切る。

整理解雇に当たっては、退職手当の割り増しが求められることから、退職給与引当金で不足する退職手当の相当額については、逗子市及び葉山町でその費用を補填する。

退職手当の補填費用については、年度内に発生する整理解雇による退職金のうち、積立不足分及び整理解雇に伴う増額分の合計である約 5,700 万円を補填する。なお、当該補填金額は、該当職員全てが令和９年３月末日をもって整理解雇となった想定で算出するため、令和９年度に、実績との差額の返金を求めるものとする。

(2) 事業の引継等

公益目的事業２の廃止に伴い、これまでの受診者、利用者及び契約先の事業所等に対しては、十分な説明を行い、次年度以降のサービスの利用が困難とならないよう調整するよう財団に求めるものとする。

なお、財団は、一般社団法人逗葉医師会から、市町の個別健診におけるデータ入力等の業務を受託しており、当該業務については、各医療機関で実施することは事務負担が大きい。当該業務については、一般社団法人逗葉医師会での対応等の検討が必要である。

(3) 設備等の整理

公益目的事業２の廃止に伴い、休日・夜間等急患診療事業で共用している設備や機器類を除き、備品薬剤等は事業廃止期日を以って処分するよう財団に求めるものとする。これにより発生する費用は、リース残金の支払い等を含め、逗子市及び葉山町でその費用約 1,200 万円を補填する。

なお、これらの事業で使用している事務室等の今後の活用方法については、逗子市及び葉山町で別途協議する。

(4) 令和８年度中の事業継続にかかる赤字補填

令和８年度中に公益目的事業２を継続させることによって生じる費用については、逗子市及び葉山町でその費用を補填する。ただし、その額が最小限のものとなるよう事業の継続方法や職員の配置等については、最大限の努力を財団に求めるものとする。

補填金については、令和８年度収支予算書の健診事業の当期経常増減額（経常収益から経常費用を差し引いた額）を対象とする。

なお、財団が企業努力により赤字を縮小した場合は返金を求めず、今後の財団の運転資金とすることを認める。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

(5) 公益目的事業１指定管理料の算定方法の見直し

これまで、公益目的事業１指定管理料の算定に当たっては、十分な運転資金を有していること、単年度の精算を行わないこと、他の公益目的事業への流用を可能とすることを前提としてきた。しかしながら、大きく前提条件が変化したことから、単年度での精算を前提とした積算方法に見直すこととする。令和８年度分については、改めて収支を積算し、不足見込み分を補正予算で措置する。

また、令和７年度の指定管理料についても、決算確定後、精算を行う。

(6) 給与改定及び定期昇給の反映分

財団職員の給料表については、逗子市職員給与条例に定める給料表を準用するものとしているが、業績悪化を理由に反映していない。また、毎年４月 25 日と定めている定期昇給についても実施できていないため、これらを実施するための費用を補填する。

３　逗子市及び葉山町の費用負担

令和８年度中に行う、財団に対して行う赤字補填などの財政支援に当たっては、指定管理料の負担割合に従い、逗子市 67%、葉山町 33%の割合で負担するものとする。

４　補填額の概算

あくまでも現時点での概算であり、今後、相当に変動する可能性がある。

(1)　補填金

補填金については、逗子市、葉山町の案分をそれぞれ 67%と 33%に案分して財団に支払う。

逗子市：7,800 万円

葉山町：3,800 万円

(2)　指定管理料

指定管理料については、逗子市において全額を財団に支給し、葉山町はその 33%を逗子市に負担金として支払う。

逗子市：1,300 万円　※　補正予算計上額は 1,900 万円

葉山町：　600 万円

(3)　合計

１億 3,500 万円

〔内訳〕逗子市負担分　9,100 万円

葉山町負担分　4,400 万円

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

収受日	令和8年 5月 1日	分類	05-02-04
発信元文書の日付	令和8年 5月 1日	文書番号	
供覧日	令和8年 5月 1日	起案者	国保健康課 健康係 係長　　椙山 玲奈
処理期限			
保存期間	５年		
開示区分	公開		
不開示理由			
件名	打合せ記録（逗葉地域医療センターの件）		
公開件名			
要旨			

供覧者

供覧者	健康係	係長	椙山 玲奈	供覧済み
供覧者	国保健康課	副主幹	青山 恭子	供覧済み
供覧者	国保健康課	課長	山下 孝平	供覧済み
供覧者	福祉部	次長	堀田 昌希	供覧済み
供覧者	福祉部	部長	石井 聡	供覧済み

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

面　談　記　録

担当課　町民健康課　伊藤

件　　名	逗葉地域医療センター4 月 22 日理事会評議員会後の打ち合わせ
日　　時	令和８年５月１日（金）　10 時 00 分～11 時 30 分
場　　所	逗子市役所　３階　図書室
逗子市出席者	石井聡福祉部長、山下国保健康課長、椙山副主幹、青山副主幹
葉山町出席者	佐野福祉部長、鹿島町民健康課長、松井係長、伊藤副主幹
記　録　者	町民健康課　伊藤優子　　令和８年５月１日作成
面談内容	公益財団法人逗葉地域医療センター（以下、「財団」という。）の４月 22 日理事会および評議員会において、公益事業２の事業終了が可決されなかったため、今後の対応策について協議を行った。 逗子市） ・公益事業２について、理事会では「縮小して継続」となったが、評議員会での合意は「廃止することはしない」とまでの内容で、副理事長として（逗子市石井部長が）一端話を引き取った形で終了した。 ・6 月の財団理事会に向けて、「縮小して継続」の案を財団から出してもらうことになるが、出せない可能性もあり、出てきても現実的ではない可能性がある。 ・6 月補正はなしだが、9 月補正での対応が必要であり、そこがタイムリミットとなるため、9 月補正に向けて、6 月 2 日の財団理事会、6 月 17 日の財団評議員会において、財団の最終意思決定が必要となる。 ・本来、評議員会は、事業の一部終了について判断をする場ではないが、その先に定款の変更が必要となるため、今回は評議員会でも諮っている。評議員会において３/４の賛同が必要となる。 ・公 2（健診）事業廃止が決定した際は、令和８年度の公２事業の赤字補填額と、公１（一次救急）事業の指定管理料の見直しによる差額を補正で組むことになる。また、公２事業廃止に伴う、人員整理のための退職手当金や、リース残額の清算等経費も補正に加えることになる。9 月議会で提案したい。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

面　談　記　録

担当課　町民健康課　伊藤

	・公 2（健診）事業は、廃止でも縮小継続でも、R8 年度中の経費削減が必要であり、人員整理を行うことになるため、年度内の退職者勧奨を図る。年度内に退職する人も、年度末に退職する人も、同じ条件で退職してもらう。年度末退職者への加算はしない。 ・公 2（健診）事業の個別健診分の事務に関しては、逗葉医師会に相談する必要がある。現在の実施方法を引き継ぐ形で医師会直営で実施してもらうか、財団の法人事業として実施するか、そのような案があり得る。 ・公 1（一次救急）事業も赤字収支であるが、公 1 事業を守るために、他に実施方法がある公 2 事業を終了するしかない、という点を理解してもらうしかない。 ・公 3（訪問看護）事業は、理事会において R9 年度以降も改善計画に基づき事業継続となったため、R8 年度中の退職者分についてのみ補填検討は必要。 葉山町） ・9 月補正については、逗子市が決定してから葉山町が負担金を支払う形となるため、9 月末に支払予定となる。 ・財団の運営自体に支障が生じないよう、公 1（一次救急）事業負担金の下半期分については、早めの支払いが可能であるか、確認して頂きたい。 ・公 1（一次救急）事業の年度精算方式は R8 年度からではあるが、R7 年度の赤字分（約 4,700 万）についても補填検討の可能性を残す形で理事者には説明している。 ・公 2（健診）事業については、R 9 年度以降に縮小継続となった場合に、R8 年度中の赤字補填をするかは現時点では白紙。 ・公 2（健診）事業については、行政以外の理事には圧倒的に情報量が少ない中での採決であったため、理事に個別に説明をして必要な情報を提供する必要があると考える。前歯科医師会会長からは、既に個別の連絡が入っており、面会予定がある。 ・公 2（健診）事業を継続する場合でも、R 8 年度のマイナス見込み額（約 3,500 万）を少しでもカットでき

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

面　談　記　録

担当課　町民健康課　伊藤

	るようにしていく必要がある。 ・葉山町は集団健診を実施せざるを得ない環境であるため、集団健診を実施できる他の事業者への委託も検討する必要があり、仮に公 2（健診）事業が縮小継続となった場合でも、今までのような財団との随意契約は行えないと考える。 ・公 2（健診）事業を廃止するにあたっては、定款に記載の事業であるため、定款の変更が必要となる。定款変更には評議員会で 3/4 以上の賛同が必要となる。 （逗子市と葉山町の確認事項） ・公 2（健診）事業について、6 月の財団理事会で「縮小して継続」の案を検討する事になるが、現実的な案が出されるとは思えず、6 月理事会で廃止の決定となる可能性が高い。 ・6 月理事会前に、4 月理事会の際には圧倒的に事前情報が少なかったと思われる行政以外の理事に、現状を正しく伝える必要がある。 ・6 月理事会後は、9 月補正に向け準備していく。 （今後のスケジュール案） ・5/12　AM 橋本税理士と打ち合わせ （山下課長・鹿島課長） ・5/12　夜　逗葉医師会理事会で状況説明 （逗子市が説明） ・逗葉歯科医師会理事に説明 （葉山町が担当） （逗葉薬剤師会への説明についても、葉山町が担当することに会議後決定） 両者への説明は 5 月末までに実施とし、後日日程調整 ・5/26　寺岡事務局長と 6/2 理事会について事前打ち合わせ ・6/2　財団理事会 ・6/17　財団評議員会　（以上）

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

保存期間	５年	決裁区分	部長
収受日		分類	02-00-01
起案日	令和8年 7月27日	文書番号	
決裁日	令和8年 8月 4日	起案者	国保健康課 健康係 係長　　椙山 玲奈
施行日			
処理期限	令和8年 7月30日		
発信元文書の日付			
公印	不要	開示区分	公開
不開示理由			
あて先			
件名	令和８年度補正予算（第２号）の要求について		
公開件名	令和８年度補正予算（第２号）の要求について		

決裁・合議				
決裁者	福祉部	部長	石井 聡	決裁済み
承認者	福祉部	次長	堀田 昌希	承認済み
承認者	国保健康課	課長	山下 孝平	承認済み
承認者	国保健康課	副主幹	青山 恭子	承認済み
承認者	健康係	係長	椙山 玲奈	承認済み
後閲者	健康係	主任	池田 祐一	後閲済み

公印使用承認	

伺い文

このことについて、次のとおり財政課へ提出してよろしいでしょうか。

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　　子　　市

令和８年度

一般会計
補正予算（第２号）要求書

国保健康課

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

令和　８年度　補　正　０　２　号　歳入予算要求書

令和 8年 8月 3日

（単位：千円）

所属	104040	国保健康課	前年度決算額	補正前額	要求額	査定額	補正後額	出力段階 要求
会計	01	一般会計	435,863	469,752	22,499	0	492,251	
款	12	分担金及び負担金	30,628	34,733	22,499	0	57,232	
項	01	負担金	30,628	34,733	22,499	0	57,232	
目	02	衛生費負担金	30,628	34,733	22,499	0	57,232	

節	細節	細々節	名称	前年度決算額	補正前額	要求額	査定額	補正後額	目的					臨経
				算定の基礎					財源充当					
				No	内訳			（円）	所属	編成	款・項・目	事業	充当額	
01			保健衛生費負担金	30,628	34,733	22,499	0	57,232						
	01		一次救急医療対策事業費負担金	30,628	34,733	22,499	0	57,232	44分担金及び負担金	05同級他団体からのもの				経常
					―――――――――― 補正０２号----------				104040	1210	04-01-01	002-01	22,499	
				1	一次救急医療対策事業費負担金（令和８年度不足分） 7,718,573 23,389,614×0.33				一次救急医療対策事業					
				2	一次救急医療対策事業費負担金（令和７年度不足分） 14,780,617 43,472,404×0.34									

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

令和　８年度　　補　正　０　２　号　歳出予算要求書

令和 8年 8月 3日

（単位：千円）

所属	104040	国保健康課	前年度決算額	補正前額	要求額	査定額	補正後額	出力段階	要求
会計	01	一般会計	1,111,059	1,197,197	137,890	0	1,335,087		
款	04	衛生費	348,968	437,022	137,890	0	574,912	目的	
項	01	保健衛生費	348,968	437,022	137,890	0	574,912		
目	01	保健衛生総務費	151,341	187,735	137,890	0	325,625		
事業１	002	救急医療対策費	75,029	94,781	66,863	0	161,644	補単区分	単独
事業２	01	一次救急医療対策事業	65,389	85,135	66,863	0	151,998	臨経区分	経常経費
								主要事業	

事業性質区分		重点ヒアリング		主体区分		連結区分１		連結区分２		連結区分３	
新規継続		ハード事業		評価対象		事業区分１		事業区分２		事業区分３	

区分	財源内訳						計
	特定財源					一般財源	
	国庫支出金	県支出金	地方債	使用料・手数料	その他		
補正前額	0	10,040	0	0	24,781	50,314	85,135
補正額	0	0	0	0	22,499	44,364	66,863
補正後額	0	10,040	0	0	47,280	94,678	151,998
構成比(%)	0.0	6.6	0.0	0.0	31.1	62.3	100.0

節	節名	前年度決算額	補正前額	要求額	査定額	補正後額	構成比(%)
13	委託料	65,389	85,135	66,863	0	151,998	100.0

特定財源の内訳

歳入科目款-細々節/所属/編成区分 名称	充当額
12-01-02-01-01/104040/1210 一次救急医療対策事業費負担金	22,499
計	22,499

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

令和　８年度　　補　正　０　２　号　歳出予算要求書

令和 8年 8月 3日

所属	104040	国保健康課	会計	01	一般会計
款	04	衛生費	項	01	保健衛生費
目	01	保健衛生総務費	事業１	002	救急医療対策費
事業２	01	一次救急医療対策事業			

事業の概要

〈目的〉
救急医療を必要とする者に一次救急医療を提供する。

〈手段〉
（公財）逗葉地域医療センターが指定管理者として、内科、小児科、外科及び歯科診療を実施する。
夜間（20～23時）、休日（10～17時）に内科、小児科及び外科の診療を行い、休日（10～17時）に歯科診療、毎週水・木曜日（13～17時予約制）に障がい者歯科診療を行う。

〈内容〉
指定管理者　　（公財）逗葉地域医療センター
一次救急医療対策事業委託料（追加分）　66,863千円

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

令和　８年度　　補　正　０　２　号　歳出予算要求書

令和 8年 8月 3日

（単位：千円）

所属	104040	国保健康課	会計	01	一般会計
款	04	衛生費	項	01	保健衛生費
目	01	保健衛生総務費	事業１	002	救急医療対策費
事業２	01	一次救急医療対策事業			

節	細節	細々節	名称	前年度決算額	補正前額	要求額	査定額	補正後額	性質				臨経
				算定の基礎					備考				
				Ｎｏ	内訳			（円）					
13			委託料	65,389	85,135	66,863	0	151,998					
	01		委託料	65,389	85,135	66,863	0	151,998	10物件費	35委託料			経常
				1	令和８年度不足分			23,389,614					
					108,524,100-85,134,486								
				2	令和７年度不足分			43,472,404					

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

令和　８年度　　補　正　０　２　号　歳出予算要求書

令和 8年 8月 3日

（単位：千円）

所属	104040	国保健康課	前年度決算額	補正前額	要求額	査定額	補正後額	出力段階	要求
会計	01	一般会計	1,111,059	1,197,197	137,890	0	1,335,087		
款	04	衛生費	348,968	437,022	137,890	0	574,912	目的	
項	01	保健衛生費	348,968	437,022	137,890	0	574,912		
目	01	保健衛生総務費	151,341	187,735	137,890	0	325,625		
事業１	003	保健衛生総務管理費	71,538	82,455	71,027	0	153,482	補単区分	単独
事業２	02	医療関係機関等助成事業	16,320	16,820	71,027	0	87,847	臨経区分	経常経費
								主要事業	

事業性質区分		重点ヒアリング		主体区分		連結区分１		連結区分２		連結区分３	
新規継続		ハード事業		評価対象		事業区分１		事業区分２		事業区分３	

区分	財源内訳						計
	特定財源					一般財源	
	国庫支出金	県支出金	地方債	使用料・手数料	その他		
補正前額	0	0	0	0	0	16,820	16,820
補正額	0	0	0	0	0	71,027	71,027
補正後額	0	0	0	0	0	87,847	87,847
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0

節	節名	前年度決算額	補正前額	要求額	査定額	補正後額	構成比(%)
22	補償補填及び賠償金	0	0	71,027	0	71,027	100.0

特定財源の内訳	歳入科目款-細々節/所属/編成区分 名称	充当額

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　　子　　市

令和　８年度　　補　　正　　０　　２　　号　歳出予算要求書

令和 8年 8月 3日

所属	104040	国保健康課	会計	01	一般会計
款	04	衛生費	項	01	保健衛生費
目	01	保健衛生総務費	事業１	003	保健衛生総務管理費
事業２	02	医療関係機関等助成事業			

事業の概要

〈目的〉
地域医療等の事業実施に際し、関連機関の備品整備に係る経費の補てん

〈対象〉
対象医療等協力団体

〈内容〉
逗葉地域医療センターについて補てんをするもの。
健診・検診事業廃止に伴う補填金等　71,027千円

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

令和　８年度　　補　正　０　２　号　歳出予算要求書

令和 8年 8月 3日

（単位：千円）

所属	104040	国保健康課	会計	01	一般会計
款	04	衛生費	項	01	保健衛生費
目	01	保健衛生総務費	事業１	003	保健衛生総務管理費
事業２	02	医療関係機関等助成事業			

節	細節	細々節	名称	前年度決算額	補正前額	要求額	査定額	補正後額	性質				臨経
				算定の基礎					備考				
				Ｎｏ	内訳			（円）					
22			補償補填及び賠償金	0	0	71,027	0	71,027					
	02		補填金	0	0	71,027	0	71,027	25補助費等	20その他	30その他に対するもの		経常
				1	人員削減に伴う退職手当の補填（確定後精算） 33,877,534円			0					
				2	健診事業の廃止に伴う設備処分費等（確定後精算） 5,272,203円			0					
				3	令和８年度健診事業、訪問看護事業の赤字補填 25,925,382円			0					
				4	給与改定、定期昇給実施のための補填 5,951,648円			0					
				5	合計 (50,563,484+7,868,960+38,694,600+8,883,058)×0.67			71,026,768					

令和８年度

一般会計
補正予算（第２号）参考資料

国保健康課

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

（総括表）補填額等の算出等について

1　人員削減に伴う退職手当の補填
　職員の早期退職による積立不足分及び整理解雇に伴う増額分を補填する。（資料１）

単位：円

会計	退職金	該当者に係る退職給付引当金	補填額	備考
事務	61,663,627	21,635,000	40,028,627	
看護師	3,826,206	323,000	3,503,206	
X線技師	4,731,275	799,000	3,932,275	
検査技師	4,561,376	1,462,000	3,099,376	
小計	74,782,484	24,219,000	50,563,484	

2　健診事業の廃止に伴う設備処分費等
　リース残の違約金、廃棄物処置に係る費用について補填するもの。　（資料２）

単位：円

会計	項目	費用	補填額
公２	リース残違約金	7,405,420	7,405,420
	リース撤去費用等	463,540	463,540
	小計	7,868,960	7,868,960

3　令和８年度の健診事業の赤字補填額
　令和８年度収支予算書の健診及び訪看事業の当期経常増減額（経常収益から経常費用を差し引いた額）を補填額とする。（資料３）

単位：円

会計	項目	金額	補填額
公２	当期経常増減額	36,440,000	36,440,000
公３	当期経常増減額	2,254,600	2,254,600
小計	当期経常増減額	38,694,600	38,694,600

4　令和８年度一次救急指定管理料の算出方法見直しに伴う差額等
　令和８年度からの新たな算出方法により算出した金額と、令和８年度当初予算算定額の差額を指定管理料として追加支給する。なお、令和８年度決算確定後、収支差額を精算する。（令和9年9月補正）
　なお、令和７年度について、決算における収支差額を清算する。（資料４－１・２・３・４）

単位：円

会計	項目	指定管理料
公１	新算定方法による金額	108,524,100
	令和８年度当初予算額	85,134,486
	差額（補填額）	23,389,614
	令和７年度補填額	43,472,404
	補填額合計	66,862,018

5　給与改定及び定期昇給実施のための補填
　給与改定及び定期昇給を実施するための費用を補填するもの。（資料５）

単位：円

会計	現行の給与費	給与改定、定期昇給実施後の給与費	補填額	備考
~~公１~~	~~25,245,000~~	~~27,062,359~~	~~1,817,359~~	~~職員5人分~~ 削除
公２	70,000,000	73,372,125	3,372,125	職員10人分
公３	87,700,000	91,903,304	4,203,304	職員13人分
公４	16,141,000	17,448,629	1,307,629	職員3人分
小計	~~199,086,000~~	~~209,786,417~~	~~10,700,417~~	
	173,841,000	182,724,058	8,883,058	

補填 8,883,058

6　支払方法
　(1)　１，２，３，５について
　合計金額を逗子市、葉山町で案分して、ぞれぞれ財団に補填金として支払う

単位：円

補填額	~~107,827,461~~ 106,010,102
逗子市分	~~72,244,399~~ 71,026,768
葉山町分	~~35,583,062~~ 34,983,334

　(2)　４について
　逗子市から財団に指定管理料として支払う。葉山町は負担金を逗子市に支払う。

単位：円

逗子市支払い	66,862,018
葉山町負担金	~~22,064,466~~ 22,499,190

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

議　案　等　資　料　（補正予算資料）

令　和　8　年　　第　3　回　　定例会

議案第　　号

令　和　8　年度　　一般　　会計

補正予算　　第　2　号

課かい名　　国保健康課

歳入歳出予算

歳出　　予算説明書　　ページ

	款	項	目	事業１	事業２
科　目	4	1	1	2	1

事業名　一次救急医療対策事業

補正額　66,863　千円

歳入　　予算説明書　　ページ

	款	項	目	節	細節
科　目	12	1	2	1	1

細節名　一次救急医療対策事業費

補正額　22,499　千円

歳入歳出予算以外

予算書　　ページ

補正の理由

一次救急医療対策事業の見込み額が当初予算額を上回り、不足が生じること及び令和７年度の不足額を精算する必要があることから増額補正するもの。

説明

歳出

【一次救急医療対策事業委託料（追加分）】

①令和８年度不足分

新方式により算出した指定管理委託料(A)		108,524,100円
逗子市指定管理委託料　8年度当初予算(B)		85,134,486円
	9月補正予算(A)－(B)＝(C)	23,389,614円

②令和７年度不足分　　43,472,404円

合計　66,862,018円

歳入

【一次救急医療対策事業費負担金（葉山町分）】

①×33%(令和８年度不足分)	7,718,573円
②×34%(令和７年度不足分)	14,780,617円
合計	22,499,190円

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

議　案　等　資　料　（補正予算資料）

令　和　8　年　　第　3　回　　定例会

議案第　　号

令　和　8　年度　　一般　　会計

補正予算　　第　2　号

課かい名　　国保健康課

歳入歳出予算

歳出　　予算説明書　　ページ

	款	項	目	事業１	事業２
科　目	4	1	1	3	2

事業名　医療関係機関等助成事業

補正額　71,027　千円

歳入　　予算説明書　　ページ

	款	項	目	節	細節
科　目					

細節名

補正額　　千円

歳入歳出予算以外

予算書　　ページ

補正の理由

逗葉地域医療センターが令和８年度で健診・検診事業廃止に伴う退職金や設備処分費等の費用が生じることから補正するもの。

説明

歳出

【補填金】

①人員削減に伴う退職手当の補填	50,563,484円（確定後精算）
②健診事業の廃止に伴う設備処分費等	7,868,960円（確定後精算）
③令和８年度健診事業、訪問看護事業の赤字補填	38,694,600円
④給与改定、定期昇給実施のための補填	8,883,058円
合計	106,010,102円(A)
逗子市補填分（(A)×67%）	71,026,768円

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

保存期間	５年	決裁区分	部長
収受日		分類	05-02-04
起案日	令和8年 8月19日	文書番号	
決裁日	令和8年 8月20日	起案者	国保健康課 健康係 ※※　　山下 孝平
施行日			
処理期限			
発信元文書の日付			
公印	不要	開示区分	公開
不開示理由			
あて先			
件名	公益財団法人逗葉地域医療センターの一部事業廃止について		
公開件名			

決裁・合議				
決裁者	福祉部	部長	石井 聡	決裁済み
承認者	福祉部	次長	堀田 昌希	承認済み
承認者	国保健康課	課長	山下 孝平	承認済み
承認者	国保健康課	副主幹	青山 恭子	承認済み
承認者	健康係	係長	椙山 玲奈	承認済み

公印使用承認

伺い文

このことについて、次のとおり通知してよろしいでしょうか。

公益財団法人逗葉地域医療センターの一部事業廃止について、葉山町議員懇談会にて配付される資料内容を市議会に通知するものです。

1　市議会通知

別添のとおり

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

2026年（令和８年）８月20日

逗子市議会議員　各位

逗子市国保健康課長

公益財団法人逗葉地域医療センターの一部事業廃止について（お知らせ）

公益財団法人逗葉地域医療センターの一部事業廃止について、葉山町議員懇談会にて別添のとおり資料が配布されますので、お知らせします。

なお、本市においても９月定例会で補正予算の提案を予定しておりますので、別途議案資料作成後、会派ごとに説明させていただきたいと考えております。

また、葉山町議会については、令和８年９月４日（金）が９月定例会議第１日目であり、８月 26 日（水）に葉山町の定例記者会見が行われる予定でありますことを申し添えます。

（事務担当）国保健康課　山下、椙山

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

公益財団法人逗葉地域医療センターの一部事業廃止について

1　公益財団法人逗葉地域医療センターの一部事業廃止について

公益財団法人逗葉地域医療センター（以下「財団」という。）は、主要な公益目的事業の一つとして、長きにわたり、逗葉地域における健診・検診事業を実施してきましたが、このたび経営状況の悪化等により、令和８年度末をもって、健診・検診事業を廃止することが決定されました。

2　一部事業廃止の決定に至る経過について

このたびの財団の財務状況の悪化及びそれに伴う健診・検診事業の廃止については、令和７年 10 月 27 日以降、評議員会、理事会にて審議されて決議に至ったものであり、各会議での概要は次のとおりです。

年月日	会議名	概要
令和７年 10 月 27 日 （月）	第 85 回理事会	・事務局から、財政状況の悪化（正味財産期末残高の減少）について報告される。 ・赤字額の大きい健診・検診事業や一次救急医療対策事業について、分析を行うとともに経費削減案を講ずることとされる。
令和８年 ３月９日 （月）	第 86 回理事会	・令和８年度の事業計画（案）等について、事務局から、令和８年度は赤字予算として作成し、同年度内に補正予算を計上する必要があること、健診・検診事業について、今後の黒字化が見込まれない場合には職員の人員整理を行わざるを得ないこと、その場合には退職金の計上も必要となることについて説明がなされる。 ・質疑応答の後、事業計画案、収支予算案等が承認される。
令和８年 ４月６日 （月）	第 87 回理事会	・令和９年度以降の健診・検診事業について、事務局から複数の改善案や廃止に関する説明がなされ、採決を行ったがいずれも決議には至らなかった。併せて、事業が廃止された場合、行政が実施する業務の受け皿の存否が課題とされ、理事会で継続審議することとされる。
令和８年 ４月 22 日 （水）	第 88 回理事会 第 44 回評議員会	・健診・検診事業について、副理事長（逗子市福祉部長、葉山町福祉部長）から、同事業が廃止された場合の対応等について説明があり、質疑応答の後、事業を廃止することの採決を行ったが、否決される。 ・引き続き、令和９年度以降も健診・検診事業の継続実施に向けた検討を行うこととされる。
令和８年 ６月２日 （火）	第 89 回理事会	・令和９年度以降の健診・検診事業の新たな改善案が提案されたが、財団全体の財務状況、一次救急対策事業を含む財団全体の事業の継続への危惧等の意見があり否決される。（賛成１人・反対 10 人） 否決後、今後の令和８年度の予算措置や、職員への早期対応等を踏まえ、令和８年度末での事業の廃止が提案され、承認される。（賛成 10 人・反対１人）

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

令和８年 ６月 17 日 （水）	第 45 回評議員会	・令和８年度末での健診・検診事業の廃止が提案され、全会一致で可決される。
令和８年 ７月 28 日 （火）	第 90 回理事会	・健診・検診事業の廃止等を踏まえた補正予算案が提案され、全会一致で可決される。

3　財団からの財政支援要望について

財団からは、第 90 回理事会で決議された補正予算に基づき、逗子市長、葉山町長に対して、一次救急医療対策事業指定管理料の補正及び令和８年度予算の補填について、次のとおり要望がありました。

市町にて要望内容を精査のうえ、９月定例会において補正予算の提案を予定しています。

(1) 一次救急医療対策事業に係る指定管理料の補正額

66,862,018 円（うち葉山町負担金 22,064,466 円）

(2) 令和８年度予算の補填額

① 人員削減に伴う退職金の補填

50,563,484 円

② 健診・検診事業の廃止に伴う設備処分費等の補填

7,868,960 円

③ 令和８年度健診・検診事業及び訪問看護事業の赤字補填

38,694,600 円

④ 給与改定及び定期昇給実施のための補填

10,700,417 円

計　107,827,461 円（逗子市分 72,244,399 円、葉山町分 35,583,062 円）

《参考》財団について

(1) 財団の公共における位置付け等

財団は、昭和 58 年、逗葉医師会が「公衆衛生センター」において、逗子市、葉山町から受託し、実施していた休日、夜間の急患診療を継承する形で、逗葉医師会、逗子市、葉山町から出捐金を受けて設立され、平成 24 年に公益財団法人に移行して現在に至ります。

財団は、「逗子市及び葉山町が行う地域医療対策の円滑な推進を図るため、関係団体の協力のもとに急患診療業務、各種健診業務等を行うとともに、在宅の要介護者や療養者等への訪問看護の提供や在宅医療・介護連携推進事業を実施することにより、逗子市民及び葉山町民の健康の保持増進と福祉の向上に寄与すること」を目的にしており、特に逗葉地区における一次救急事業の受託者として重要な役割を担っています。

(2) 財団の議決機関

財団には、定款の変更や基本財産の処分などの重要事項を決議する評議員会と、業務の執行や評議員会への議案提出などを職務とする理事会が設置されており、各会議は、逗葉三師会、逗子市、葉山町から選出された評議員、理事等で構成されています。（別添「名簿参照」）

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

公益財団法人逗葉地域医療センター・第89回理事会（定例会）出席者名簿

日　時　　令和8年　6月　2日（火）　午後7時 30 分～9時
場　所　　逗子市保健センター　1階会議室

＜理事＞

役　職	氏　名	所　属　等	出欠席	備　　考
理 事 長	イソ　ミ　　タク 磯　見　　卓	逗葉医師会 理事 磯見整形外科医院 院長	○	
理　　事 （医科急患診療）	カトウ　ヒデツグ 加　藤　秀　継	逗葉医師会 理事 加藤メディカルアーツクリニック 院長	○	
（業務執行理事）副理事長 （公益法人管理・運営）	イシイ　サトシ 石　井　　聡	逗子市福祉部 部長	○	
（業務執行理事）副理事長 （公益法人管理・運営）	サ　ノ　アキジロウ 佐　野　秋次郎	葉山町福祉部 部長	○	
理事（訪問看護、在宅医療・介護連携推進）	サイトウ　マリコ 齋　藤　真理子	逗葉医師会 理事 山本メディカルセンター院長	○	
理　　事 （健診業務）	カワ　ムラ　　オサム 河　村　　攻	逗葉地域医療センター 施設長	○	
理事 （公益法人財務会計）	ヤマシタ　コウヘイ 山　下　孝　平	逗子市福祉部 国保健康課長	○	
理事 （公益法人財務会計）	カシマ　　タダシ 鹿　島　　正	葉山町福祉部 町民健康課長	○	
理　　事 （歯科休日診療）	マツ　オカ　　アキラ 松　岡　　晃	逗葉歯科医師会 相談役 松岡歯科医院	○	
理　　事 （歯科障害者診療）	タケ　ダ　イエ　ナカ 武　田　宇　央	逗葉歯科医師会 副会長 逗子デンタルクリニック 院長	○	
理　　事 （医科急患診療）	ナカムラ　チョウザブロウ 中　村　長三郎	逗葉薬剤師会 会長 逗葉薬剤師会	○	
理事 （公益法人財務会計）	ワタナベ　マサキ 渡　辺　正　樹	渡辺税理士事務所 所長	○	外部理事

＜監事＞

役　職	氏　名	所　属　等	出欠席	備　　考
監　　事	イシ　ワタ　テツ　ヤ 石　渡　哲　哉	税理士法人アイ・パートナーズ 代表	○	
監　　事	ウチ　ダ　ノリ　ヒサ 内　田　典　久	逗子市 会計管理者 兼会計課長	○	

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

＜逗葉地域医療センター＞

役 職	氏 名	所 属 等	
事務局長	寺 岡 護		
事務局課長	大 倉 弘 次		
室 長	田 中 悦 生	健診業務室	（兼務）画像検査室長
室 長	大 門 幸 代	訪問看護 ステーション	
室 長	池 田 恵	在宅医療・介護連携 相談室	
事務局	菊 池 達 也		
事務局	蒲 谷 弘 美		

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗 子 市

公益財団法人逗葉地域医療センター・第45回評議員会（臨時会）出席者名簿

日　時　　令和8年6月17日（水）　午後7時30分～9時
場　所　　逗子市保健センター　1階会議室

＜評議員＞

役職	氏名	所属等	出欠席	備考
評議員 （議長）	タ　ジマ　ヒロ　オ 田　嶋　博　雄	逗葉医師会会長 湘南記念小坪クリニック　院長	○	／
評議員	トクナガ　リ　エ 徳　永　理　恵	逗葉医師会　理事 逗子メディスタイルクリニック 院長	○	／
評議員	セオ　　イサオ 瀬尾　　勲	逗葉医師会　理事 開花館クリニック逗子 院長	○	／
評議員	カシワ　ムラ　　アツシ 柏　村　　淳	逗子市　副市長 逗子市役所	○	／
評議員	オ　ノ　　ジュン 小　野　　淳	葉山町　副町長 葉山町役場	○	／
評議員	ヌマ　タ　　ケンイチロウ 沼　田　謙一郎	逗葉歯科医師会監事 沼田歯科医院　院長	○	／
評議員	マツ　ザワ　シュウ　ジ 松　澤　修　司	逗葉歯科医師会会長 東逗子歯科医院　院長	○	／
評議員	ヤ　ジ　マ　レ　ナ 矢　嶋　玲　奈	逗葉地域薬剤師会　副会長 薬樹薬局富岡		本日選任予定
評議員	タカツ　ケイイチ 高　津　惠　一	逗子市社会福祉協議会　会長 逗子市社会福祉協議会	○	／
評議員	アオ　キ　エイ　コ 青　木　英　子	葉山町社会福祉協議会　会長 葉山町社会福祉協議会	欠席	

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

＜出席理事・監事＞

役 職	氏 名	所 属 等	
（代表理事） 理 事 長	ｲｿﾐ　　ﾀｸ 磯 見　　卓	逗葉医師会 理事 磯見整形外科医院 院長	
（業務執行理事） 副 理 事 （公益法人管理・運営）	イシイ　サトシ 石 井　　聡	逗子市福祉部 部長 逗子市役所	
（業務執行理事） 副 理 事 （公益法人管理・運営）	ｻ　ﾉ　　ｱｷｼﾞﾛｳ 佐 野 秋次郎	葉山町福祉部 部長 葉山町役場	
監　　事	ｲｼ　ﾜﾀ　ﾃﾂ　ﾔ 石 渡 哲 哉	税理士法人ｱｲ･ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ 代表	
監　　事	ｳﾁﾀﾞ　ﾉﾘﾋｻ 内 田 典 久	逗子市 会計管理者兼会計課長 逗子市役所	

＜逗葉地域医療センター＞

役 職	氏 名	所 属 等	
事務局長	寺 岡　　護		
事務局課長	大 倉 弘 次		
室 長	田 中 悦 生	健診業務室 兼画像検査室	
室 長	大 門 幸 代	訪問看護 ステーション	
室 長	池 田　　恵	在宅医療・介護連携 相談室	
事務局	菊 池 達 也	事務局　主任	
事務局	蒲 谷 弘 美		

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　　子　　市

令和８年７月３０日

逗子市長
　桐ケ谷　　覚　　様
葉山町長
　山　梨　崇　仁　様

公益財団法人　逗葉地域医療センター
理事長　　磯　見　　卓

令和８年度当財団予算の補填に係わる緊急要望について

当財団の運営につきまして、日頃からご支援・ご指導をいただき感謝申し上げます。今般、医療機関の経営状況の厳しさが報道されているところですが、当財団においても、例外でなく、財務状況は、極めて厳しい状況です。

これまで財団独自の取り組みとして、経費の節減、積極的な利用者増の取り組み、対象地域の拡大、特定資産の取り崩し、昇給及びベースアップの凍結など、様々な経営改善・努力を続けて来ましたが、未だもって明るい見通しは立っておらず、令和８年度は、取り崩しが出来る特定資産が、ほぼ無い状況で運営するに至っております。経営の再建を図るためには、誠に遺憾ながら、事業の廃止を行い、人員を削減することが不可欠となっています。

そこで、６月２日開催の理事会及び６月１７日開催の評議員会において、「健診・検診事業（公益目的事業２）」を令和８年度末をもって事業廃止をするという決定を行いました。平成１３年４月に新センターが開設してから、また、それ以前からも、定款に定める「逗子市及び葉山町が行う地域医療対策の円滑な推進を図るため、関係団体の協力のもとに急患診療業務、各種健診業務等」を行ってまいりましたが、その一翼を担う事業を廃止するに至ったことは、様々な要因・原因がありますが、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

つきましては、新しく再生した「逗葉地域医療センター」となるための再生資金として、また、令和８年度を支障なく運営するため、さらには、長年勤務し、精一杯努力してきた職員を遺漏なく退職させるために、至急の予算対応が必要な状況となっております。財政状況が厳しいことは承知しておりますが、よろしくご配慮をお願いいたします。

（担当は、事務局　寺岡）

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　　子　　市

令和８年　７月３０日

逗子市長　　様
葉山町長　　様

逗子市池子字桟敷戸１８９２番地６
公益財団法人　逗葉地域医療センター
理 事 長　磯　見　　卓

令和８年度逗子市及び葉山町からの補填金等の
見積額について（提出）

このことについて、令和８年度補填金について、下記のとおり見積ましたので、提出いたします。

○　令和８年度補填額
見積額：１０７，８２７，４６１円

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　　子　　市

写

令和８年　７月３０日

逗子市長
　桐ケ谷　　覚　　様

公益財団法人　逗葉地域医療センター
理事長　　磯　見　　卓

令和８年度当財団予算の補正（１次救急医療等対策事業）に係わる
緊急要望について

当財団の運営につきまして、日頃からご支援・ご指導をいただき感謝申し上げます。今般、医療機関の経営状況の厳しさが報道されているところですが、当財団においても、例外でなく、財務状況は、極めて厳しい状況です。

これまで財団独自の取り組みとして、経費の節減、積極的な利用者増の取り組み、対象地域の拡大、特定資産の取り崩し、昇給及びベースアップの凍結など、様々な経営改善・努力を続けて来ましたが、未だもって明るい見通しは立っておらず、令和８年度は、取り崩しが出来る特定資産が、ほぼ無い状況で運営するに至っております。休日夜間診療事業については、年度により受診者数が大きく増減し、収益に大きな影響を与えています。

そいう状況の中で、経営の再建を図るためには、誠に遺憾ながら、事業の廃止を行い、人員を削減することが不可欠となっています。

そこで、６月２日開催の理事会及び６月１７日開催の評議員会において、「健診・検診事業（公益目的事業２）」を令和８年度末をもって事業廃止をするという決定を行いました。

しかしながら、現在、既に令和８年度当初予算において、収支が均衡しておらず、赤字予算となっており、休日夜間急患等診療事業を適正に運営していくためには、緊急の補正予算を編成することが必要であり、特段のご支援を賜りますようお願いいたします。財政状況が厳しいことは承知しておりますが、よろしくご配慮をお願いいたします。

（担当は、事務局　寺岡）

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

写

令和８年７月３０日

逗子市長　　様

逗子市池子字桟敷戸１８９２番地６
公益財団法人　逗葉地域医療センター
理 事 長　磯　見　　卓

令和８年度逗子市指定管理料収入（１次救急医療等対策事業）等の補正見積額について（提出）

このことについて、令和８年度の休日夜間急患等診療事業に係わる指定管理料補正額について、下記のとおり見積ましたので、提出いたします。

○　令和８年度補正額

見積額：　６６，８６２，０１８円

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市